| | |
|---|---|
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資有価証券の取得による支出 | △ 5,100 |
| 投資有価証券の満期償還による収入 | 4,600 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 159 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 6,563 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 7,223 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | △ 367 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 367 |
| Ⅳ　資金増加額 | 5,719 |
| Ⅴ　資金期首残高 | 54,083 |
| Ⅵ　資金期末残高 | 59,803 |

＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。
＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

**各勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類**

（単位：百万円）

| 科　　目 | 副作用救済勘定 | 感染救済勘定 | 審査等勘定 | 特定救済勘定 | 受託・貸付勘定 | 受託給付勘定 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | △ 878 | 20 | 8,328 | — | 0 | 1 |
| （当期未処理損失（△）） | | | | | | |
| 当期総利益 | △ 878 | 20 | 8,328 | — | 0 | 1 |
| （当期総損失（△）） | | | | | | |
| Ⅱ　利益処分額又は損失処理額 | 878 | 20 | 8,328 | — | 0 | 1 |
| 積立金 | | 20 | 8,328 | — | 0 | 1 |
| 積立金取崩額 | 138 | | | | | |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 740 | | | | | |
| Ⅲ　次期繰越欠損金 | — | | | | | |

＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。
＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準については、業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

３．仕掛審査等費用の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっております。

４．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品　２年～22年

建物附属設備　３年～18年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

５．賞与に係る引当金の計上基準

役職員等の翌期賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

６．退職給付に係る引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括償却することとしております。

７．責任準備金の計上基準

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第30条の規定により、事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付金の支払に備えるため、業務方法書の定めに基づく金額を計上しております。

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．収益及び費用の計上基準

⑴　審査等事業に係る手数料収入

手数料収入は、主に審査等事業にかかる収益であり、法令等に基づき、審査等事業（審査結果の通知等）を完了する履行義務を負っております。以下①から④により、当該履行義務は、一定期間にわたり収益を認識するための要件に当てはまらないため、一時点（審査等事業が完了したとき）において収益を認識するものと判断しております。

①　審査等事業の完了前の段階では、申請者にとって何ら便益が生じないこと

②　審査等事業の過程では、申請者にとって資産価値が生じないこと

③　審査等事業の過程では、別の用途に転用できない資産が生じないこと

④　履行が完了した部分について、申請者から対価を収受する強制力のある権利を有していないこと（審査等事業が完了した時点にて収受する権利を有すること）